



# 鳥取県公報

平成 29 年 11 月 10 日(金)  
第 8 9 5 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（706）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	指定居宅サービス事業者の指定（707）（東部福祉保健事務所）・・・・・・・・・・ 2
	指定介護予防サービス事業者の指定（708）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定（709）（治山砂防課）・・・・・・・・・・ 2
◇ 公 告	准看護師試験の実施（医療政策課）・・・・・・・・・・ 3
	大規模店舗の設置の届出に対する知事の意見（住まいまちづくり課）・・・・・・・・ 4

# 告 示

## 鳥取県告示第706号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年11月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
デンタル サロン ド ブライト	米子市四日市町46	平成29年10月20日

## 鳥取県告示第707号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年11月10日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人賛幸会	老人保健施設はまゆう訪問リハビリテーション事業所	鳥取市野寺62-1	平成29年11月6日	訪問リハビリテーション

## 鳥取県告示第708号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年11月10日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人賛幸会	老人保健施設はまゆう訪問リハビリテーション事業所	鳥取市野寺62-1	平成29年11月6日	介護予防訪問リハビリテーション

## 鳥取県告示第709号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年11月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 名称  
上原地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 5 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 5 号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市気高町上原字井手之上435	1 号
鳥取市気高町上原字井手之上434	2 号
鳥取市気高町上原字井手之上423	3 号
鳥取市気高町上原字下屋敷332	4 号
鳥取市気高町上原字下屋敷335	5 号

## 公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施する。  
平成29年11月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 試験の種類

試験の内容	試験科目	試験問題数
准看護師として必要な知識及び技能についての試験	人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護	150問

### 2 試験の日時

平成30年2月9日（金）午後1時から午後3時30分まで

### 3 試験の場所

鳥取市江津318-1 鳥取県看護研修センター

### 4 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者であること。

- (1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「省令」という。）第5条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成30年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (2) 省令第5条の基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成30年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 省令第4条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成30年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (4) 省令第4条の基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（平成30年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの。
- (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(5)に該当しないもので、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの。

### 5 受験願書の受付期間

平成29年12月4日（月）から同月7日（木）まで

なお、郵送による場合は、平成29年12月7日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

### 6 受験願書の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課（持参又は郵送によること。）

## 7 受験願書の添付書類

- (1) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書（平成30年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者にあつては、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合においては、改めて同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出することとする。）
- (2) 4の(5)又は(6)に該当する者であるときは、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面。
- (3) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

なお、その写真が本人に相違ない旨の受験資格に係る学校又は養成所の証明書（当該証明書の交付を受けることができない者にあつては、その写真と照合することのできる写真の付いた身分証明書とする。なお、郵送により提出する場合は、当該身分証明書は簡易書留郵便により後日返送するので、450円切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封すること。）を添付すること。

## 8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、6,900円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄に貼り付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

なお、県外から郵送により受験願書を提出する場合であつて、収入証紙を購入することが困難なときは、10の(2)の問合せ先に相談すること。

## 9 合格者の発表等

- (1) 平成30年3月9日（金）午前9時に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。ただし、合格者のうち、修業見込み又は卒業見込みで受験したものについては、平成30年3月30日（金）（必着）までに修業証明書又は卒業証明書を提出した者に合格証書を交付し、同日までに当該証明書の提出がない場合は当該受験を無効とし、合格証書は交付しない。
- (2) 試験の科目別得点及び総合得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。

## 10 その他

- (1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課において交付する。その交付請求、試験に関する照会等を郵送によって行う場合には、82円切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒（定形）を同封すること。
- (2) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課（電話0857-26-7204）に問い合わせること。

---

平成29年8月22日付鳥取県公報第8928号で公告した（仮称）ドラッグコスモス吉成店に係る鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模店舗の設置の届出について、条例第11条第2項の規定に基づき、意見がない旨を届出者に通知したので、同条第3項の規定により公告する。

なお、このことに異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成29年11月24日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年11月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治